

### III 生徒指導

#### 1 校内生活

##### (1) 礼儀

目上の人に対する言葉遣いや態度に注意する。挨拶を励行し、来客には挨拶・会釈をする。

##### (2) 校内生活全般

- ・制服は正しく着用する。
- ・規律ある生活態度で臨み、風紀・秩序を乱さない。
- ・携帯電話等情報通信機器の不適切な使用は認めない。(巻末資料4)
- ・他のクラスや他学年、他学科のフロアには、原則入らない。
- ・ロッカー・靴箱は、年度初めに定められた場所を丁寧に使用する。
- ・施設・設備等の公共物は、使用規定または監督者の指導に従い使用する。破損・紛失は直ちに教員に届け出る。
- ・在校時間内は外出を禁止する。必要があるときは担任に相談する。
- ・在校時は許可なく保護者以外は面会できない。(訪問者は事務室で来校手続きをする。)
- ・掲示や集会を行う場合は、生徒指導部に事前に相談し、許可を受ける。

##### (3) 職員室等への入室

靴等は廊下に置き、身だしなみを整え、ノックをし、入室する。

###### 入室時

「失礼します。」  
「〇年〇組の〇〇です。」  
「〇〇先生お願いします。(〇〇にきました。)」  
「失礼しました。」

##### (4) 昼食

- ・自分の教室で昼食をとる。廊下や外では食べない。
- ・教室で食べられない理由がある場合は、担任の先生に相談する。

##### (5) 所持品および貴重品

- ・身分証明書は常時携帯する。
- ・ゲーム機、菓子やガムなどの不要物および必要外の多額な金銭は持参しない。
- ・貴重品は、必ず身に付けて管理するか、担任に預ける。
- ・所持品には記名する。
- ・紛失物または拾得物のあった場合は、直ちに先生に届ける。

##### (6) 部活動

###### ① 運動部

野球 サッカー ソフトボール(女)

バレーボール(女) バasketボール  
ソフトテニス 陸上競技 バドミントン  
柔道 卓球

###### ② 文化部

吹奏楽 新聞 美術工芸 写真 茶華道  
ボランティア

##### (7) ボランティア活動による単位認定

###### <目的>

- ・ボランティア精神の涵養

###### <方法>

- ・希望者は授業後の活動時に、ハンドブックを持参し、検印等を受ける。

###### <単位の認定>

- ・ボランティア活動を総計35時間実施し、申請が認められた場合「ボランティア活動1単位」を取得できる。
- ・校外でボランティア活動を実施する場合は事前に担当者に相談し、巻末の「ボランティア活動の記録表」に記載する。(巻末 p95)

##### (8) 住所等の移動

- ・住所を移動した場合、住民票の写し等を担任に提出する。

##### (9) 購買

- ① パンの販売は、業者による自由販売とする。(通常、販売時間は昼放課30分間)

- ② 各物品の販売

| 物品                       | 担当             |
|--------------------------|----------------|
| 生徒身分証明、科章、スリッパ、制服ボタン・リボン | 生徒指導部          |
| 体操服・体育館シューズ              | 保健体育科          |
| 実習服・ベルト・長靴               | 農場部            |
| 白衣                       | 施設園芸科<br>食品科学科 |
| エプロン                     | 生活科学科          |

- ③ 自動販売機の利用

- ・授業中の利用は禁止。

## 2 頭髪・服装

### (1) 頭髪

質素清潔を心掛け、授業に差し支えのない髪形とする。

※ 前髪が目にかかる場合はヘアピン等で留める。

※ 授業等で指示された場合は、耳より低い位置で束髪する。

###### 禁止行為

- 染色・脱色・パーマ
- 技巧や加工
- 華美、過度な装飾品

### (2) 制服



### (5) 通学靴

- ・学習道具等が入る靴を携行する。なお、紙袋・ビニール袋・布袋等の蓋の無い袋類は、防犯上の観点から使用を禁止する。
- ・ブランド品等の高価なもの、華美なもの、キャリーバック、他校の靴などは禁止する。

### (6) 身だしなみ指導

#### <目的及び心得>

- ・身だしなみを整え、落ち着いて授業を受ける環境をつくる。
- ・日頃から入学試験や就職試験で通用する身だしなみを心掛ける。

#### <指導方法>

本校の規準に合わせ、年間6回、全体指導を行う。

#### [確認項目]

- 頭髪（染色、技巧や加工）
- スラックス（裾、ベルト）
- スカート（丈）
- 靴下、装飾品、化粧等

### (7) その他

- ・やむを得ない理由で異装が必要な場合は担任と相談し、異装願を提出する。
- ・日焼け止めは、無色・白色とする。
- ・ファンデーション、色付きリップクリーム、マニキュア等の化粧や指輪、ピアス、カラーコンタクト等の装飾品類は禁止する。

## 3 遅刻指導

### (1) 目的

日頃から健康管理に努め、健全な高校生活を送るため、遅刻の理由を問わず以下のように指導する。

### (2) 指導内容

#### <指導対象生徒>

- ・1か月に3回以上遅刻をした生徒
- ・年間累積遅刻数が5回以上の生徒

#### <指導方法>

- ・8時20分から30分の間に職員室に来て、生徒指導部の確認を受ける。
- ・指導日数は、前月までの累積遅刻回数とする。
- ・指導対象日の翌日から連続して指導を受け、速やかに完了すること。

### (3) 指導の遅刻段階

遅刻指導を繰り返す生徒には、段階的な指導を行う。

| 段階 | 本人への指導 | 保護者との連携        |
|----|--------|----------------|
| 1  | 担任指導   | 保護者へ連絡         |
| 2  | 担任指導   | 保護者へ連絡<br>文書通知 |
| 3  | 学年主任   | 保護者同席          |
| 4  | 生徒指導主事 | 保護者同席          |
| 5  | 特別指導   | 保護者同席          |

## 4 アルバイトの許可

アルバイトは申請許可制とする。保護者の監督のもと、学校生活に支障のない範囲であれば、申請・許可を受けたうえでアルバイトに従事できる。ただし、第1学年は夏季休業から申請を受け付ける。

### (1) 留意事項

- ・アルバイト中は、常にアルバイト許可証を携行する。
- ・事業所を変更する場合は変更の申請をする。
- ・欠席、遅刻が多い生徒や成績不振、校則違反等が目立つ生徒は許可を取り消す。
- ・無許可でのアルバイトは、特別指導となる。

### (2) 申請手順

- ① 担任に申し出て、「アルバイト許可願」を受け取り、必要事項を記入する。
- ② 申請許可願を担任に提出し、書類の点検を受ける。後日事業所宛文書（アルバイト雇用届）を受け取る。
- ③ 事業所宛文書を事業所に提出し、事業所が記載した文書を担任に提出する。
- ④ 生徒指導部が条件等を確認した後、アルバイト許可証を受け取る。

## 5 交通安全指導

登下校は、道路交通法を遵守するとともに公共交通機関利用時のマナーに留意し、信頼される高校生になるよう努める。

### (1) 通学方法等

- ・通学は、徒歩、自転車及び電車・バス等の公共交通機関とし、自動車やバイク、電動キックボード等による通学は禁止する。
- ・自転車は所定の場所に置き、必ず施錠する（ツーロックが望ましい）。
- ・半農坂は自転車から降りて通行する。正門を出るときは必ず一時停車し、左右の安全確認をする。
- ・自転車通学者は、下記の自転車安全利用五則等を守る。

＜自転車安全利用五則＞

- 車道が原則、左側を通行（歩道は例外、歩行者を優先）
  - 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
  - 夜間はライト点灯
  - ヘルメット着用に努める
  - ながら運転の禁止
- ＜その他遵守事項＞
- 二人乗りの禁止
  - 並進の禁止

・通学方法は年度初めに決定し、原則一年間変更しない。変更する場合は担任に申し出る。

(2) 自転車通学の手続き

＜条件＞

- ・学校から自宅までが 1.5km 以上
- ・「自転車通学者登録カード」を提出
- ・自転車点検に合格した自転車は、許可シールを貼る

(3) 自転車通学の取り消しの手続き

- ① 自転車通学許可の取り消しは、担任及び生徒指導部に申し出る。
- ② 許可シールの上に目隠しシールを貼る。

(4) 交通事故に遭遇した場合

- ・ケガ人がいれば救護し、救急車を呼ぶ。
- ・後日学校で保険の手続きをする。

＜遭遇時＞

- ① 警察へ届ける。
- ② 相手（加害者の住所、氏名、連絡先）を確認する。
- ③ 目撃者を確保する。
- ④ 医師の診断を受ける。
- ⑤ 学校に連絡する。

(5) 自動車やバイクについて

- ・本校は、二輪車による交通事故を防止するため四ない運動を展開している。

「四ない運動」

- バイクの「免許を取らない。」
- バイクを「買わない。」
- バイクに「乗らない。」
- バイクに「乗せてもらわない。」

・自動車やバイク（原付・自動二輪）の免許取得及び運転を禁止する。

ただし、就職等の進路で自動車免許の取得が必要な生徒は、第3学年次に自動車学校通行許可を受ける。

・無許可で自動車やバイクの運転免許取

得が判明した場合、特別指導となる。

- ・親族以外が運転する自動車やバイクの同乗は禁止する。
- ・事故や交通違反を起こしたら速やかに学校に届け、指導を受ける。

## 6 自動車学校入校規定

※ 詳細は第3学年次のLTの時間に説明する。

(1) 通校許可等

自動車学校入校希望者は、「自動車学校通校許可願」を担任に届け出、許可を受ける。

(2) 通校規定

- ① 通校は許可を受けた生徒に限る。
- ② 授業、当番実習および学校行事等に支障がある場合は、通校を禁止する。また、欠席・遅刻・早退をして自動車学校を通校した場合、許可を取り消すことがある。
- ③ 考査週間中（考査1週間前より考査終了時まで）の通校は禁止。
- ④ 成績不審やその他学習に関する指導を受けた場合、出欠状況に問題がある場合は通校を禁止する。
- ⑤ 通校開始日は、本校が指定する自動車学校入校日以降とする。
- ⑥ 進路未決定者（成績不振者は除く）は、2月16日以降、進路が決まり次第、入校手続きを行うことができる。許可願に記入した本校指定自動車学校に限り、入校を認める。
- ⑦ 愛知県自動車運転免許試験場での受験は、卒業式以降とする。
- ⑧ 卒業までは、合宿による免許取得は禁止する。
- ⑨ 通校規定に反した場合は特別指導の対象とする。

## 7 校外生活

常に本校生徒として誇りと品位をもって行動する。

- (1) 下校時は商業施設や遊戯施設に立ち寄らない。用事がある場合は、用事を済ませて速やかに帰宅する。
- (2) 危険な場所や不健全な場所への出入りはしない。
- (3) 夜間外出や外泊は禁止とし、深夜徘徊で補導されないよう午後11時ごろまでに帰宅する。

## 8 学割証の発行

「学割証」が必要な場合は、発行に時間

がかかるため、余裕をもって担任に申し出る。

## 9 特別指導

法律に反する行為や本校のルールを逸脱する行為、指導拒否は、「特別指導」を行う。

## 10 改定手続き

- (1) 上記内容を改定する場合、生徒会議会の審議を経て、承認を得た後に、校長に対し、生徒心得の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあり、かつ、生徒心得の変更が必要と判断したときは、保護者・学校評議員等から意見を聴取する。その後改定内容を運営委員会や職員会議で審議する。
- (3) 改定案は校長の決裁を受ける。